

### 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

公示日:令和5年2月22日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
第2319号	株式会社 松戸社中	千葉県松戸市横須賀二丁目3番地の19 アヴァンセ・クロシェット202号	富田 悠介	株式会社 松戸社中	千葉県松戸市横須賀二丁目3番地の19 アヴァンセ・クロシェット202号	令和5年1月25日 (令和10年1月24日)
第2320号	株式会社 アクア・スタンダード	千葉県四街道市上野243番地33	小形 大樹	株式会社 アクア・スタンダード	千葉県四街道市上野243番地33	令和5年1月25日 (令和10年1月24日)